

# 令和5年9月小郡市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年9月11日(月) 午後2時3分 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階大会議室

## 3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する  
意見について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する  
意見について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の  
承認について(所有権移転)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の  
承認について(利用権貸借)

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第3号 農地所有適格法人要件の確認について

## 4. 会議に出席した委員(20名)

1番 赤川 敏彦	2番 天本 正幸	
3番 大中 久敏	4番 天本 守	
5番 草場 小夜子	6番 後藤 感二	(欠席)
7番 白水 壽徳	8番 田籠 新	
9番 田中 善道	10番 寺崎 廣喜	
11番 寺崎 多加子	12番 中原 孝司	
13番 永利 春雄	14番 西岡 利子	(欠席)
15番 野口 忠弘	16番 久光 壽子	(欠席)
17番 肥山 繁雄	18番 福田 壽光	
19番 藤井 豊志	20番 藤井 政秋	
21番 柳 昭好	22番 柳 蔵司	(欠席)
23番 山下 梅夫	24番 山田 憲二	

## 5. 会議に欠席した委員(4名)

## 6. 会議に出席した事務局職員(3名)

## (総会開会)

会長：

大変お忙しい中、農業委員の皆様におかれましては、本総会にご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、議案5件、報告事項3件でございます。

委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

## (開会)

議長：

ただいまの出席委員は20名で委員定足数に達しております。

なお、6番、13番、16番、22番の委員より欠席届が出ています。

よって、令和5年9月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところではございますが、本会議での十分なるご審議方よろしく願いいたします。

### [日程第1 議事録署名委員の指名]

議長：

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、9番、11番の委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

### [日程第2 議案の審査]

議長：

これより日程第2、議案の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、4件を議題といたします。

それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、4件についてご説明をいたします。

議案書の1ページをご覧ください。

番号1は、下岩田地内の畑1筆です。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)  
親子間での贈与で、所有権移転されるものです。  
(位置図で場所の説明)

番号2は、吹上地内の畑1筆です。  
(面積、譲渡人・譲受人の説明)  
以前交換していた畑を贈与として所有権移転されるものです。  
(位置図で場所の説明)

次に番号3は、上西鯨坂地内の畑1筆です。3条による所有権移転で、売買となります。  
(面積、譲渡人・譲受人の説明)  
譲渡人は耕作不便、譲受人は新規就農されるということです。  
(位置図で場所の説明)

議案書2ページの番号4は、井上地内の畑4筆で、3条による所有権移転で、売買となります。  
(面積、譲渡人・譲受人の説明)  
譲渡人は労力不足、譲受人は耕作に便利ということで売買されるものです。  
(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人はすべての農地を有効に活用すること、機械、労働力及び技術など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないと思われます。  
なお、先月開催しました地区会議においても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。  
本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第1分科会長：

ご報告いたします。  
議案第1号、農地法第3条の規定による4件の許可申請について、第1分科会で慎重に審査した結果、許可相当とするとの意見の一致

をみました。

なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第1号について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案書の3ページ、4ページをお願いします。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件のご説明をいたします。

番号1は、大板井地内の田15筆です。

太陽光発電設備の支柱等の設置として、平成29年9月及び令和2年9月の定例総会において、審議、ご承認いただき、県より許可日から3年間毎の一時転用の許可が下りた案件です。

許可後3年間を経過しようとしておりますので、更新のため申請があっているものです。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域にある農用地、通称、「青地」と呼ばれる農地ですが、支柱を建てて営農を継続するもので、太陽光発電施設で3年間の一時転用の場合は、例外規定に該当することから、問題ないものと思われま。

なお、作物は飼料用レンゲとなっております。

(位置図で場所、施設概要の説明)

よって、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われ  
ます。

なお、先月開催しました地区会議において、了承いただいております。  
以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしてござい  
ましたので、事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

分科会代表：

ご報告いたします。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する  
意見について、第2分科会において事務局より説明を受け内容等を  
慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は  
挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長：

賛成多数でございます。

よって議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に  
進達いたします。

次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対  
する意見について、3件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案書 5 ページをお願いします。

議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、3 件をご説明します。

番号 1 は、三沢地内の畑 1 筆です。一般個人住宅を建築する為、申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

西鉄三沢駅から概ね 500 メートル以内の区域内の農地で、農地区分は第 2 種農地に区分されます。

代替地検討もなされておりますので、立地基準を満たすこととなります。

上・下水道は西側市道内の本管と接続します。また、雨水排水は、西側の側溝へ排水する計画です。

また、周囲の境界にコンクリートブロックを設置することとなっております。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われれます。

番号 2 は、三沢地内の畑 1 筆です。一般個人住宅を建築する為、申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

西鉄三沢駅から概ね 500 メートル以内の区域内の農地で、農地区分は第 2 種農地に区分されます。

代替地検討もなされておりますので、立地基準を満たすこととなります。

上・下水道は西側市道内の本管と接続します。また、雨水排水は、西側の側溝へ排水する計画です。

また、周囲の境界にコンクリートブロックを設置することとなっております。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われれます。

番号 3 は、大板井地内の畑 2 筆です。一般個人住宅を建築する為、申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

農地区分が二つに分かれます。

一筆は、南側市道に面しており、申請地を起点に 500 m 圏内に

『小郡中央保育園』・『かなざわ歯科』が位置し、なおかつ南側市道内に公共上下水管が埋設されていることから第3種農地に判断されます。第3種農地は原則許可可能となります。

もう一筆は南側市道に面せず、判定が異なります。

甘鉄大板井駅から500m区域内の農地になり、農地区分は第2種農地に区分されます。

第3種農地と同一事業の用に供するとの観点から、代替地検討不用に該当致します。

上・下水道は南側の公共上・下水道管に接続し利用計画です。

雨水排水については、南側の市道側溝へ排水する計画です。

一部はまだ農地で残り農地利用する為、西側は農機具が出入りできるスペースを確保し、境界には被害防除の為コンクリートブロックを設置することとなっております。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま。

なお、先月開催しました地区会議においても、了承を頂いております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

分科会代表：

ご報告いたします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第2分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は

挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第3号は原案のとおり許可相当とし、意見書を付けて県に進達いたします。

次に、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転1件を議題とします。

それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案書6ページをご覧ください。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、所有権移転について、1件をご説明します。

番号1は、横隈地内の田6筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構と売買されるものです。

(位置図により場所の説明)

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長：

それでは、事前審査を第3分科会にお願いしておりましたので、第3分科会長よりご報告をお願いします。

第3分科会長：

ご報告いたします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転1件について、第3分科会で慎重に審査した結果、同意するとの意見で一致をみました。

なお本会議での審議方よろしく願いいたします。

議長：

ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成です。

よって、議案第4号は原案通り承認いたします。

次に、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権貸借2件を議題とします。

それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案書7ページをご覧ください。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、利用権貸借について、2件をご説明します。

番号1は、山隈地内の田3筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的、賃借料の説明)

次に番号2は議案書7ページから9ページになりますが、山隈の田18筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的、賃借料の説明)

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長：

それでは、事前審査を第3分科会にお願いしておりましたので、第3分科会長よりご報告をお願いします。

第3分科会長：

ご報告いたします。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計

画の承認の、利用権貸借2件について、第3分科会で慎重に審査した結果、同意するとの意見で一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。  
質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成です。

よって、議案第5号は原案通り承認いたします。

### [日程第3 報告事項]

議長：

それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。  
報告事項3件につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案書の10ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出2件につきまして報告いたします。

番号1は、下岩田地内の畑2筆です。

賃借人が耕作不便となったため、合意解約されたものです。

番号2は、下岩田地内の畑1筆です。

貸主の都合のために、合意解約されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の11ページをご覧ください。  
報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の転用届出について、2件の報告をいたします。

番号1は、大崎地内の畑1筆です。  
共同住宅建築のため、届出が提出されたものです。

番号2は、力武地内の畑1筆です。  
戸建て住宅建築のため、届出が提出されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の12ページ、13ページをご覧ください。  
報告第3号、農地所有適格法人要件の確認につきまして報告いたします。

農地所有適格法人とは、「農地法」で規定されたもので、定められた要件を満たすことにより、「農地に関する権利の取得が可能な法人」となります。また、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項において、法人の毎事業年度終了日、いわゆる決算の日から3か月以内に、農地等の所在地を管轄する農業委員会へ、事業状況等の報告をすることが義務付けられており、農業委員会は、その法人が農地法上の要件を欠いていないか、また欠くおそれがないかについて、この報告によって確認することになっています。

なお、確認要件は、「法人形態」要件、主たる事業が農業であるという「事業」要件、「構成員」要件及び「役員」要件の4要件を確認することとなります。

今回は、1団体の報告です。

農地法第6条及び農地法施行規則第58条の規定に基づき、提出がありましたので、農地所有適格法人要件確認書により報告いたします。

法人名、代表者、所在地、事業内容については、「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおりです。

先程説明しました4要件を法人報告書により審査しましたところ、全ての要件を満たしておりましたので、「適合」と判断しているところであります。

以上、簡単ですが報告いたします。

議長：

事務局から報告が終わりました。  
報告事項3件につきまして、何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

特に、無いようです。

以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長：

異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、令和5年9月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。  
ご協力ありがとうございました。

令和5年9月11日(月) 午後2時45分閉会